官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八九）　一
〔その他告示〕
○移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（国家公安委・総務・文部科学・国土交通一）　五
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通八五四～九八五）　五
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示（同九八六）　三
〔官庁報告〕
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　三
介護福祉士試験委員の公告（同）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　八〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇九
特殊法人等
全国市町村職員共済組合連合会、内閣共済組合定款の一部変更、令和七年度共済組合の決算（内閣・法務省・刑務）、独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、税理士証票無効・登録者・登録抹消、令和七年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一一八
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一二五
会社その他
会社決算公告　一三五

省令

○総務省令第八十九号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十一日

総務大臣　林　芳正